

平成30年度第1回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成30年6月12日（火）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

宇田川幸代，大木一俊，片山直城，熊田裕子，見目明夫，竹内民生，
寺山厚子，檜原貞亮，松原和彦，松村 誠，山田 薫

2 事務局

河合明博（首席家庭裁判所調査官），大野正明（首席書記官），佐藤信哉（事務局長），扇 一雄（事務局次長），深田優子（総務課長），蛭名勇太（総務課課長補佐），高橋有貴絵（家庭裁判所調査官），宮本麻依子（家庭裁判所調査官），鈴木珠美（主任書記官），茂木ひとみ（裁判所書記官）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（片山委員，松村委員）

2 「家事調停～子どもをめぐる事件を中心としてについて」の概要説明等

(1) 「子どもに関する調停について」裁判所からの説明（概要）

(2) 「家事事件手続法と子の意思把握」及び「子の意思把握の実際」について
裁判所からの説明（概要）

(3) 「面会交流事件と親へのガイダンス」について裁判所からの説明（概要）
及びDVD「子どものための面会交流に向けて」の視聴

(4) 「試験的面会交流」について裁判所からの説明（概要）

(5) 調停室及び児童室の見学

3 意見交換

(発言者：□委員長，○委員等，◇事務局)

- 先ほどの説明や見学をしていただいたことをもとに，意見交換をさせていただきます。今回の子をめぐる事件を中心にとということですが，何か御質問や御意見はございますか。
- 親権者と監護者は必ずしも一致しないという御説明があったのですが，どういった場合に違うことになるのか，教えていただきたいのですが。
- 親権者と監護者が一致しないということは，ほぼなくて，親権者は監護者でもあって，普通は一緒なのです。親権の中には身上監護権と財産管理権という2つの権利があるというふうに言われているのですが，その中の身上監護権と財産管理権を分けるということも理論上できなくはないことから，身上監護権だけ持っているのが監護者，親権から身上監護権だけを外して，財産管理権だけを持っているのが親権者という形で分離することが理論上はできるのですけれども，親権者と監護者を分離するということになってしまいますと，その後さらなる紛争が父親と母親の間で起こる可能性が大きいことから，分けるということはないのが普通なのです。けれども，ごくまれに，当事者間の協議で，自分は親権とるから，相手に監護者，子供の世話を任せるというふうに分けてしまうパターンも，理論上はできますので，ないことはないです。
- 父親がある程度経済力がある場合，親権者となり，母親のほうが近くで育てるようなことですね。
- 子供が小さくて，母親が育てるのが適しているだろうということで，当事者間で分けてしまう場合もできないことはないのです。ただ，そうすることによって，子供の養育をめぐる，双方の対立がある場合もあるので，できればそういう紛争が起こらないように，家庭裁判所の調停の場合は分離することはできるだけしないというやり方をしているということになります。
- 監護者と親権者が大体一致するという今のお答えでしたけど，子供が生き

がいというのか、父親にとって、離婚することで子供からも離れてしまうし、面会交流程度で、全く手元から失われてしまう。なおかつ親権は、言葉で聞くと親の権利というので、そういうものまで奪われて、自分は単に経済的援助の養育費を払うだけというので、非常に喪失感といいますか納得できないとあって、なかなか話し合いが進まないというケースがありました。離婚の条件を決めるときに、まずはお子さんがいらっしゃる場合は親権を決めて、それから財産分与という、そういうふうになんか決めていくわけなのですが、その親権のところ、親の権利というのでしょうか、これを失いたくないと言って、かなり時間を要したことがありました。親権はどちらかに決めなくてはいけないものなんでしょうか。離婚することで、子供を失うというような、男親の場合、特にせめてそういうものは主張したいというケースが結構あるような気がします。今おっしゃったように後で不都合が起こるとするのは、親権を両方が、子供に関しては両方が血のつながりがあるのだから、親権はどちらかに決めないで、両方で持っているということは意味がないことなんでしょうか。

- 共同親権の国だってあるのですが、日本の法律はそうになっています。
- 海外ではどちらかと決めないことがあるということも聞いてはいます。でも、親権はなくても血のつながりはあるのだからいいでしょうといった説明では、納得しない方たちもいます。二者択一というか、どちらかに決めるというのではなくて、両方が親権を持っていて、でも子供が小さいし、やはり子供の福祉を考えると、母親が監護して親権も持ち、父親もいろいろと面会交流にとどまらず、親権は持っていたいというような。
- 今の日本では無理です。離婚するときどちらか親権者を決めなくては行けないと民法で決まっています。
- その場合、離婚しないで別居だけという選択もあり得るわけですね。事実上母親のもとで、婚姻費用を払って。

- 最初は親権を決めるというのは当然だという何の疑いもなくずっと来ましたが、そのように強く主張する人のケースもあり、考えてみると、お金だけ払って自分には何にも残らないのかみたいな話を聞くと、少し考え込んでしまいます。子の福祉のほかにも、男親の福祉というのでも考えてあげるべきなのかと。
- 親の権利というよりも、子の福祉にとってどちらが親権者としてふさわしいかというのを決めさせていただくので、そこでどうしても争いがある場合には、調停では離婚は成立しないということになると思います。どちらかが親権を持たなくてはいけないということで、争いがある場合には、あとは訴訟で決める。訴訟で決める場合には、両方親権者というふうに日本の法律では定めることはできませんので、どちらかが親権者、離婚に合意しているのであれば、どちらが子供にとって、子供の福祉を実現できる親なのかということになると思います。
- 先ほど見た親に対するガイダンスとか、そういうので、子供中心の視点になってもらうのがいいのではないのでしょうか。逆に言うと、あれを見ていたら離婚しないだろうと私などは思ってしまいます。あれを見て、離婚を取りやめる人がいたらいいなど。
- そうですね。子供がそんなにかわいくて、いつも子供と暮らしていたいというのであれば、一緒に暮らしたらいいのにとおっしゃったね。
- 子供のためにあのように譲り合うのだったら、夫婦でも譲り合えば円満に行くのではないかと思ったりしますが、なかなか本当はきついだろうなど。
- 履行勧告は、宇都宮家裁の管轄では、どれぐらいの件数があるかわかりますか。
- ◇ 今統計が手元にないので正確ではありませんが、6月の段階で25番目の事件が来ています。件数は毎年それほど大きく変わらないので、年間でいうと50から60件位だと思われれます。

- 履行勧告したら、大抵の人は勧告に従って適切に振る舞ってくれるものなのですか。
- ◇ 一部の履行が多いのではないのでしょうか。足りない分を全額まとめて払うのはなかなか難しい。ためてしまっていると、一部を履行し、何とか終わりにして、今後は、遅れている分は後で何とか補填することとして、これからは払いますということで終わっていくことが多いのだらうと思います。
- もしそういう一部履行が続くようだと、当事者によっては養育費の減額でまた対応するということもあるということですか。
- ◇ そうですね。例えばリストラされてしまったとか、転職して給料が変わってしまったというように状況が変われば、また調停のやり直しをしてもらい、減額の請求をってもらうということになるだらうと思います。
- それでも払わなくて強制執行ということもあるのですが、統計上どのくらいかというのはわかりません。強制執行になりますと地方裁判所の管轄となり、多い案件は給料の差押えなのですが、例えば、宇都宮で調停が成立したけれども、払わないときには必ず宇都宮の裁判所で強制執行するということにはなっていないものですから、宇都宮の裁判所で調停した養育費について、どれ位の割合で強制執行を行っているのかという統計がとれないところです。強制執行の関係でいきますと、給料を差し押えるというのが多いのですが、普通の債権、例えば金を貸したから返せという債権ですと、給料の単純にいくと4分の1しか回収できないのですが、養育費の場合は2分の1まで差押えで回収できます。そのほかにも養育費等については強制執行で権利の実現ができやすくするような仕組みに最近はなっています。
- 面会交流に関して疑問に思った点ですが、先ほどのDVDでもあったように、例えば子供が会いたくないと言っていることがありましたけれども、このDVDとは別に、子供は別に会いたくないとは言っていないのに、嘘をついて子供が会いたくないと言っているとか、高熱などの病気で寝込んでいる

とか、友達と遊ぶ用事があるから今日は無理だとか、一方的に嘘をついて相手側に伝えた際に、何かペナルティーがあるのかという思いはあるのですが、そもそもどのように嘘だということを確認することができるのでしょうか。なかなか難しいかと思いますが、片方の親がそういう嘘をついて、事実上面会交流を拒もうとしてくるときにどのような対処をしているのかということをお教えいただければと思います。

- 嘘をつくかどうかはともかくとして、子供が会いたくないと言っているというパターンは結構多くあります。子供を監護しているのは母親だとしたら、父親としては、いや、それは言わせているのだらうと。嘘かどうかわからないというよりは、それは母親が言わせているだけですと、そういうパターンですね。どちらかわからないとなった場合には、それがどういう段階かにもよりますが、面会交流の調停を申し立てる前にそういう状況があり、調停が申し立てられて会わせてくれない理由は、子供が父親に会いたがっていないという場合には、調査官が子供から話をきくことがあります。既に調停が成立しており月1回子供に面会させることになっているが、子供が会いたくないと言っているからどうしようもないんですという話になったときには、それも履行勧告という先ほどの話につながっていくこととなります。履行勧告は養育費が多いですが、面会交流の約束をしたのに子供が反対していると、会いたくないと言って会わせてくれないということで、面会交流も履行勧告ということができます。履行勧告の中で調査官がいろいろ勧告しますが、それに対して母親は同じように、子供の意思で会いたくないと言っていると主張されると、履行勧告は強制力がないものですから、それで終わってしまいます。そうなった場合には、父親が、もう一度面会交流の取決めを見直すということで再調停の申立てというものがありまして、再調停の面会交流の調停が起こされて、その中でもう一度、子供の意思が何なのかというところを確認していくという手続をとることになっていくと思います。

- それはよくあるパターンです。子供が会いたくないと言っているから、会わせられないと母親が言うことが多いです。経験上、子供はものすごく親の顔を見ていて、これを言うとお母さんがいらいらするとか失望するとかというのを、子供心に感じています。ですので、そのような親の言葉というのは、十分に注意して取り扱わないといけません。
- ◇ 子供の年齢にもよります。子供の年齢によっては、本来の気持ちと、今実際に家の中で出している言葉とが違っている場合がありますので、その場合には調査をすると非常によくわかります。どうしても子供が上手く言えないときには、心理テストなどを行うと、言葉と気持ちが分離しているというのがわかったりすることもあります。ある程度小さな子の場合は、最終的に裁判所として考えれば、子供に会わせるのがやはり必要だというような、子供の意思とはまた少し離れたところから判断しなければいけない場合もあるということだと思います。
- 先ほど、ペナルティーというお話がありましたけど、場合によってはペナルティーもあります。多分もう新聞で御覧になった方もおられるかもしれませんが、会わせないと何十万とか何百万払えということがあったようですが、取決めの仕方次第ではそういうペナルティーということもあり得るわけです。ただし、それが違反しているのか、本当にできなくて面会していないのかというところは、お話しのとおり、場合によっては微妙なところがあるのかもしれない。
- 養育費のことでお伺いしたいのですが、よくあることとして母親が監護者になっていて、父親が養育費を送るはずなのが、父親が再婚し、子供がそちらでもできて、それにもお金がかかる、前の子供にもお金がかかるということで払えなくなるようなケースを聞いたことがあります。その場合でもやはり強制執行されるのか、それともまた別の公的な措置があるのか、教えていただけますか。

- それは、成立した養育費の条項があれば、それが生きていますので、強制執行される可能性はあります。強制執行を防ぐためには、養育費の減額の調停というのを申し立てなければいけないということになります。減額の調停は、以前取り決めたときと現時点では事情の変更があるときに申し立てることになります。先ほどのケースの場合は、扶養義務者が増えたわけなので、それは事情の変更があり、そういう手続をとる必要があるというふうに一般的には見られるかなということになります。
- 前の母親の立場からすれば、それは相手方の勝手でしょうみたいなことになるかなという気もするのですが。
- でも、それは再婚してできた子供にとっては何の関わりもないということですので、子供は扶養義務者の1人としてカウントされるので、普通にいえば事情の変更があると見てよろしいケースだと思います。
- 面会交流などで双方に代理人がついている場合、調停の中でも代理人同士が話し合っ、調停条項で決める前に何回か会わせて、大丈夫だといった場合に調停条項を決めていくということはあると思います。実際、私は今まで何回も経験しています。大変ではありますが、このように裁判所の試行ではなく、代理人同士がついて試行的に行うというものもないわけではないです。そういう方法があるということだけはお伝えします。
- 代理人がいると、直接会うよりは、もう少しやわらかくなるような感じがします。
- そうかもしれません。相手方が拒否していたのが、代理人がついているからということで、とりあえず会わせて、それでうまくいくかどうか決めてという場合もあります。
- 夫婦関係調整調停というのはいわゆる離婚の調停というふうに説明を聞いたような気がします、そういうことでよろしいですか。
- 主に離婚調停ですが。

- そのときの調停の主眼、目的をどこに持つかはいかがですか。それは調停ですから、お互いおさまるということですが、基本スタンスとして、できれば思いとどまってもらおうというスタンスに立っているのか、或いはそういうことはすべきじゃないというふうに思いながら調停の場に立つのか、その辺りはどうなのでしょう。
- 調停委員として家事調停もしておりますので、現場での経験でお話ししますが、基本は調停委員というのは中立な立場なのです。どちらに肩入れするわけでもないです。夫婦間のもめごとですから、何でもめているのかというのが一番大きいと思います。片方は離婚したい、片方はしたくありませんという御夫婦も中にはいらっしゃるわけです。両方とも離婚ですよといえば、もちろん離婚の方向でいくと思いますが、全く違う場合にはなかなか難しいですけれど、何回かお互いに考え方を聞き取って、それぞれにお伝えをしております。その中で、やっぱりだめだということで両方とも離婚に合意される場合もあるし、中には、もう一回やり直しようかなという御夫婦もいらっしゃいます。私たちが無理にそういうふうに仕向けるわけではなく、お互いの考え方を整理していく中で、当事者同士が最終的には決めていただくことになるものですから、ケース・バイ・ケースでいろいろあります。
- 考え方は調停委員によって違っているのでしょうか。そもそも結婚して一緒になり、まして子供までいるような場合では、子供のためにというような話で進んでいくのだと思いますが、そのときに、子供にとって両親がそろっている、両親がいるというのは大事な状況だから、こういう面会交流のようなことも行うと思うのです。だから、そのときに、基本として何とか戻れるものなら戻っていただきたいなと思いつつ、ただ出過ぎないようにするスタンスに立つのか、全くそういうことは一切願望も持ってはいけなくて、冷静にお互いの意見を間に立って言い伝えるだけで、納得すればするでいいし、しなければしないでもいいというふうに考えていくのかというところが知

りたかったところでは。

- 調停委員の場合には、個人の考えもありますけれど、裁判所での研修も受けておりまして、基本は皆さん同じだと思います。お子さんがいれば、お二人で最終的に親権などもどうするかということを考えていきますから、お子さんにとって一番いい方法というのをお二人で考えていただいて、最終的にもう一回やり直せるかどうかというところの判断というのは、少し時間をかけて、当事者で決めていただくことになると思います。必要に応じて、聞かれれば、アドバイスのことは差し上げますけれども、これにきなさいということではないです。最終的には当事者で一番いい解決方法を決めていただくというのが調停における決め事になるかと思っています。
- 当事者のことをよく考えていると聞いて、大変安心します。ありがとうございます。
- ◇ 今、委員がおっしゃったように、当事者同士が納得をして元に戻っていくならいいのですが、説得されて元に戻った場合、子供のために一緒になっている、我慢しているということになると、子供からすれば、自分のために親は不幸になっているということになるので、かえって子供の福祉に合致しない場合が出てきます。子供がいるのだからというまとめ方をすると、かえって子供の負担になる場合があるということによくありますので、その辺が難しいところです。仲が悪くても親と一緒にいれば子供のためになるかということ、ならないときもあるということになるだろうと思います。
- ありがとうございます。お話の中でもありましたが、お子さんをめぐるケースというのは大変深刻なものもあり、どちらの側に行っても深刻な環境になり得るというところで、色々なことを考えながら家庭裁判所の調停の中でも進めております。話合いで解決するのであれば、話合いにより解決したほうが結果的にいいケースは多いだろうと思って行っているところです。きょうの御質問等も踏まえまして、さらに調停を充実したものにしていきたい

と考えておりますので、今後とも、別な機会でも結構ですので、御意見等をお聞かせいただければ幸いです。今日のテーマについては、以上で終わらせていただきます。

4 次回のテーマ

「庁舎の安全確保と障害者配慮（仮題）」とする。

5 次回期日

平成31年2月12日（火）午後2時から4時まで

以 上